

コロナの陽性が判明したとき

検査キットで
陽性となった場合

療養期間について

ご自身で日付を 記入し、療養の 参考にして下さい→		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
		月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
 自宅療養者 宿泊施設療養者	症状のある方	発症日	不要不急の外出自粛（発症日を0日目として7日間）							療養解除	自主的な 感染予防行動の 徹底期間		
	症状のない方	検体 採取日	不要不急の外出自粛（検体採取日を0日目として7日間）							療養解除	療養が解除されても、 ・症状がある方は10日 ・症状がない方は7日 経過するまで、 感染リスクがあるため、 自主的な感染予防行動 の徹底をお願いします。		
			不要不急の外出自粛				抗原検査 キット 陰性	療養 解除	自主的な 感染予防 行動の 徹底期間				

療養解除後の自主的な感染予防行動の例

●健康状態の確認（検温など） ●マスクの着用 ●高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食を避ける

東京都宿泊療養申込窓口

詳細はこちら

■ 宿泊療養施設での療養を希望する場合に申込み

03-5320-5997 毎日：午前9時から午後4時まで

※事前に陽性者登録センターへの登録が必要です。



療養証明について

発生届対象外の方（重症化リスクの低い65歳未満の方。ただし、妊婦及び入院治療が必要な方等を除く。）に対しては、療養証明の発行は行いません。

診療明細書など、代替書類となる書類をご活用ください。

療養後、後遺症かなと思ったら

詳細は各サイトから
ご覧ください

■ コロナ後遺症対応医療機関

後遺症が疑われる場合で、かかりつけの医療機関がない方等のために、都内の後遺症対応医療機関マップやリストを公表しています。



■ 都立病院のコロナ後遺症相談窓口

新型コロナウイルス感染症の治療や療養終了後も、呼吸の苦しさや味覚・嗅覚の異常などの症状がある方からの受診や医療に関する相談に対応しています。



■ 医療以外の各種相談窓口

後遺症による失業や生活困窮等といった生活全般の相談など、各分野の相談窓口をまとめた「各種相談窓口リスト」も公表しています。

